

平成30年9月20日  
大阪航空局安全統括室

## 左側補助翼及び左翼端に損傷がある状態で航空の用に供した事態 (嚴重注意)

株式会社せとうち SEAPLANES 所属の JA03TG (クエスト式 Kodiak100 型) は、平成30年4月12日の遊覧飛行において着水後に機体が異常な姿勢となった事実がありました。しかし、同社の運航部門はその事実を整備部門に報告せず、搭載用航空日誌にも記載しなかったことから、当該機は修理が必要か否かの確認が実施されず、且つ機体の健全性を確認していない状態で、4月13日に航空の用に供していました。

その後4月22日に当該機は左側補助翼及び左翼端が損傷していることが確認され、損傷は、航空機製造者が定める整備マニュアルの基準に照らすと、同機の運航を直ちに停止し、必要な整備を行わなければならないものでした。

これらは、航空法第10条第4項第1号に規定される安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準に適合しないものでした。

また、同社は当該機が損傷した事実を知った以降も、4月12日の着水後に異常な機体姿勢となった運航に係る要因分析及び対策を怠り、会社自らが問題点を見つけ、改善する仕組みである安全管理システムが機能していませんでした。

本事象は航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態に該当するが、同社自ら当局に対して報告を行わず、また、平成30年1月12日に自動操縦装置を使用中に機体が急降下する事案を発生させていましたが、同様に当局に対して報告を行っていませんでした。

本日、株式会社せとうち SEAPLANES に対し、嚴重注意を行い、必要な再発防止策を報告するよう指示しました。

添付資料：株式会社せとうち SEAPLANES に対する嚴重注意文書

問い合わせ先

大阪航空局安全統括室

航空事業安全監督官 久保田

直通：06-6949-0595

FAX：06-6949-1381

阪空安第 10 号  
平成 30 年 9 月 20 日

株式会社せとうち SEAPLANES  
代表取締役社長 松本 武徳 殿

国土交通省大阪航空局  
安全管理官 若狭 満



左側補助翼及び左翼端に損傷がある状態で航空の用に供した事態（嚴重注意）

貴社所属の JA03TG（クエスト式 Kodiak100 型）は、平成 30 年 4 月 12 日の遊覧飛行において着水後に機体が異常な姿勢となった事実があった。しかし、貴社の運航部門はその事実を整備部門に報告せず、搭載用航空日誌にも記載しなかったことから、当該機は修理が必要か否かの確認が実施されず、且つ機体の健全性を確認していない状態で、4 月 13 日に航空の用に供していた。

その後 4 月 22 日に当該機は左側補助翼及び左翼端が損傷していることが確認され、損傷は、航空機製造者が定める整備マニュアルの基準に照らすと、同機の運航を直ちに停止し、必要な整備を行わなければならないものであった。

これらは、航空法第 10 条第 4 項第 1 号に規定される安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準に適合しないものであった。

また、貴社は当該機が損傷した事実を知った以降も、4 月 12 日の着水後に異常な機体姿勢となった運航に係る要因分析及び対策を怠り、会社自らが問題点を見つけ、改善する仕組みである安全管理システムが機能していなかった。

本事象は航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態に該当するが、貴社は自ら当局に対して報告を行わず、また、平成 30 年 1 月 12 日に自動操縦装置を使用中に機体が急降下する事案を発生させていたが、同様に当局に対して報告を行っていないかった。

航空運送事業を営む貴社においては、このような不適切な行為が行われたことは誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案を真摯に受け止め、必要な再発防止策を検討の上、平成 30 年 10 月 18 日までに文書にて報告されたい。